

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
将来世代への支援に係る緊急提言

「将来世代が希望をかなえられる社会」、
「誰ひとり取り残さない社会」を目指した提言

～ 子育て三方よし スマイル プロジェクト
「子によし、親によし、未来によし」 ～



全 国 知 事 会

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 将来世代への支援に係る緊急提言

～危機を転機に・・・コロナに負けない力強い世代とするために～

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言をはじめ、各提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

緊急事態宣言が全面的に解除され、穏やかな日常に向けた願いと努力により、学校再開の流れを迎えているが、これまでの間、外出自粛の要請等の対策により、子どもたちが卒業、入学の出会いと別れという人生の中で大切な時間を失い、友人と過ごす時間や、運動や学びの時間が十分に確保できていない状況が生じている。

また、日々、不安や心細さを感じながら、保護者の帰りを待つ子どもたちへの心のケアや保護者が罹患し取り残された子どもへの対応、さらには再び、新たな就職氷河期が到来するのではないかという不安な気持ちの中、親や自身の収入減により修学の継続が困難となった学生等への支援など様々な対応が求められている。

今回の新型コロナウイルス感染症により、弱い人はさらに弱く、困っている人はさらに困る状況となっている。感染症の影響により、先が見えなくなり、子どもたちが本来持っている力を発揮できなくなることは決してあってはならない。

社会にとってかけがえのない存在である子どもたちを、誰ひとり取り残すことがないように、生まれる前から自立するまでの切れ目のない支援を行い、夢や希望を持って生きていくために、国と各自治体が一体となり緊急的な対策を実施していく必要がある。

ついでには、政府におかれては子どもを第一に考え、下記のとおり緊急に対策を講ずるよう強く提言する。

記

子どもを安心、安全に生むことができるために

1 妊娠・出産等への支援

一般的に妊婦の方は、肺炎にかかった場合、重症化する可能性があることや胎児へのウイルス感染に対する不安や、帰省分娩の取りやめによる不安等を感じる方が少なくないことから、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供及び相談体制の拡充や感染防止の取組等が重要である。

(1) 情報提供及び相談体制の拡充等への支援

本年5月の連休中の期間に、国が日本助産師会の協力を得て「新型コロナウイルスに関する妊産婦等臨時相談ダイヤル」を開設したが、このような取組を国において継続するとともに、自治体を実施する

妊産婦や乳幼児の保護者への情報提供や、相談窓口の拡充、支援の充実等に対する財政的支援を行うこと。

(2) 院内感染防止等の取組への支援

周産期母子医療センターをはじめとする分娩取扱医療機関が行う院内感染防止等の取組への財政支援を行うこと。

(3) 休業補償に対する財政的支援の拡充

感染リスク軽減のために雇用主が妊娠中の従業員を休業させた場合に賃金の全額を国が補償するなど、財政支援を拡充するとともに、代替人員を確保するための経費助成などの制度の充実を図ること。

(4) PCR検査等に対する財政的支援

分娩が近い妊婦のうち、検査を希望する妊婦へのPCR検査等の実施に対する財政的支援を行うこと。

保護者の感染により残された子どもを守るために

2 保護者の感染等により在宅での生活が困難になった子どもへの支援

(1) 子どもの生活場所確保のための支援

保護者が感染により入院した場合や、自宅以外で一定期間の療養を続ける必要がある場合等に必要となる、子どもの生活場所や受入体制の確保、環境整備等の生活支援に対する財政的支援を図ること。

(2) 児童相談所等の業務継続への支援

在宅での生活が困難となった子どもへの支援を行う児童福祉司や施設職員等、支援者の感染リスクが高まることから、児童相談所や施設等の業務継続が可能となるよう、感染予防対策や人的支援を実施すること。

子どもの心と体を守るために

3 児童虐待やDVの相談体制及び周知の強化

新型コロナウイルス感染対策のための学校等の一斉臨時休業や、外出自粛、休業が続くことへの生活不安、ストレス等により、児童虐待やDV（配偶者やパートナーから受ける様々な暴力）の被害が増える懸念が高まっている。

(1) 相談体制の拡充

国においてDV相談体制が拡充され、新たにSNS等を活用した「DV相談+（プラス）」が開始されたところであるが、児童虐待の未然防止や早期発見のため、SNSを活用した相談体制などの取組を国として拡充すること。

(2) 相談体制の周知

現在実施している相談等の支援の取組が、必要とされる人に届くよう、周知の更なる強化を行うこと。

子どもの育ちを支える環境を整えるために

4 保育所及び放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等への支援

(1) 保育士及び放課後児童支援員等の処遇改善

医療従事者など社会的な機能を維持するために就業を継続する必要がある者を支え、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士や放課後児童支援員等の努力に応えるため、更なる処遇改善等の取組を進めること。

(2) 処遇加算における研修要件の柔軟化

新型コロナウイルス感染症対策により、処遇改善の要件となる保育士等を対象とした研修の実施が延期されるなど影響が出ていることから、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応すること。

(3) 保育士試験の受験者への配慮

新型コロナウイルス感染症対策により、全都道府県で前期試験が中止となった令和2年の保育士試験（筆記試験）については、年2回の受験機会の確保や、既に合格した科目の試験の免除期間延長など、例年の受験者と比して不利益を被ることがないように対策を講ずること。

(4) 認可外保育施設への支援

地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、運営の自粛や利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。

(5) 放課後等デイサービス事業所への支援

学校の一斉臨時休業以降、障害児の居場所を確保するため、放課後等デイサービス事業所は長時間対応等を行っているが、地域によっては対応が長期化することにより、人員の確保等が厳しい事業所も生じていることから、障害児の居場所の確保のため、事業所運営に対する支援策を講ずること。

子どもの不安に寄り添うために

5 不安を抱えた子どもへの対応

(1) スクールカウンセラー等の専門職員の配置への支援

学校等の一斉臨時休業や、外出自粛要請等の中で子どもは、日々の生活だけでなく将来についても不安やストレスを抱え生活している。子どもへの長期的な支援を念頭に、心のケア等を行うスクールカウンセラーや、家庭を含めた環境への働きかけ等を行うスクールソーシャルワーカーなど専門職員の配置について、財源措置も含めた更なる支援を行うこと。

(2) 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

緊急事態宣言により外出自粛要請が続くなど、地域での子どもの居場所づくりの取組である「子ども食堂」や「フリースクール」、「フリースペース」等の活動継続が厳しい状況にある。そうした中、困窮世帯や虐待を受けている子どもたち等のために食事の宅配なども含め工夫しながら事業を実施している団体等への支援を拡充すること。

また、やむを得ず休止している団体等が運営を再開できるよう、好事例を発信するとともに、感染拡大防止に係る衛生用品等の配布、家賃への補助など財政的支援を行うこと。

子どもが社会で安心、安全に暮らせるために

6 学校等の臨時休業期間中の防犯

(1) 防犯対策の実施

学校等の一斉臨時休業等を実施している中で、留守番中の子どもが、空き巣の犯人等と鉢合わせする事件等が発生していることから、防犯対策について万全を期すこと。

(2) 防犯に関する周知啓発

子どもが留守番時に犯罪に巻き込まれることを防ぐため、具体的な注意事項や対応方法等について、家庭内や地域等で防犯対策が実施できるよう、子どもや保護者等に向けメディア等を通じて注意喚起するなど、広範な周知啓発を行うこと。

子どもの学びを保障するために

7 学校等の臨時休業期間中等の学ぶ機会の確保

(1) ICTを活用した学習支援

臨時休業を実施する場合は、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等ICTを活用した学習支援の導入など国において一定水準の教育を受けられる効果的な学びの機会の確保の方策及び出席に関する弾力的運用の方針を示すとともに、そのための財政支援を高校段階も含め行うこと。

(2) ICTを活用した学習における学習評価

自宅等でICTを活用した学習支援を実施した場合における学習評価の在り方について、制度的な検討を行うこと。

(3) 外国人の児童生徒の学びの保障

近年増加している外国人の児童生徒の学びの保障の観点から、ICTを活用した学習において、多言語対応が可能な教材の作成等、多言語対応のための措置を講ずること。

(4) 学習の機会の確保

遠隔授業により学習機会を確保するため Society5.0 にふさわしい学習環境を迅速に整備すること。また、遠隔授業を正式な授業として

早期に認めること。

(5) 留学の機会等への支援

留学等の機会を失った学生等や、留学の継続が困難になっている学生等の実態を把握するとともに、修学の継続や学ぶ機会の確保に向けた支援を検討すること。

学校生活を安全で充実したものにするために

8 学校等の臨時休業期間終了後の対応

(1) 科学的知見に基づいた考え方の提示

学校等の臨時休業期間終了後に混乱することなく安心して学習に取り組めるよう、発熱時の対応や、空調や換気、トイレや給食施設等における衛生面での配慮、感染症予防に関する教育など、科学的知見に基づいた考え方を提示すること。

(2) 各教科のカリキュラム等の見直し

学校休業期間中に生じた学習機会の不足や学力格差の拡大を踏まえ、今年度中の学年のあり方を含めたカリキュラムの見直しを早急に行うこと。

(3) 効果的な教育を行うための支援

通常の授業日数が確保できない場合に、短期間でより効果的な教育を行うために必要となる、非常勤を含む教員や指導員、専門スタッフの増配置や、感染症予防対策のために必要となる施設及び設備の改修等について財政的支援を行うこと。

(4) 教育実習の履修や教員免許更新講習の弾力的な運用

学校の臨時休業の長期化による教育実習の履修や、教員免許更新講習の受講が困難な状況を踏まえた教員免許取得予定者及び更新予定者に対する単位認定等の更なる弾力的な運用を実施すること。

(5) 秋季入学導入の議論の実施

秋季入学については、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、当事者である子どもの意見を反映させながら、各界各層を交えて骨太の議論をしっかりと行い、その結論を得ること。

より困難な状況にある家庭を支えるために

9 生活に困難さを抱える家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は非正規雇用の割合が高く、勤務先の休業等により収入が減少する家庭が多くみられるため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時緊急的かつ持続的な支援制度を構築すること。

学生の学びを守るために

10 修学継続のための学生等への支援

(1) 家計の急変等への支援の拡充

家計の急変等により退学、休学を余儀なくされることのないよう、支援のための緊急給付を速やかに行うこと。

学生が安心して次のステージへ進めるために

11 学生等が安心して就職活動に取り組むことができる環境の整備

現在、学生等の就職環境は、大学キャリアセンターの業務の一時停止や就職説明会の中止、さらには、外出自粛要請等により就職活動が十分にできない状況となり、高校生においても長期間に及ぶ休業期間により、進路決定までのスケジュールに大幅な遅れが生じている。

(1) 採用の維持に向けた経済界への更なる要請

再び就職氷河期世代を生み出すことがないよう、新規卒業生の採用の維持に向け、経済界への更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講ずること。

(2) 学生等の現状に配慮した採用活動

インターネット回線を利用した就職活動の機会の確保や、面接や試験の時期等を柔軟に設定するなど、学生等の現状に配慮した採用活動を行うよう経済界に対して最大限の要請を行うこと。

(3) 技能検定の着実な実施

令和2年度前期技能検定が実施されないことにより、学習意欲の低下や就職活動、採用後の処遇面等で不利益が生じる可能性があることから、技能検定を早期に実施すること。

子どもの生活を支える人々を守るために

12 医療従事者等や感染者、その家族等の人権を守る取組

(1) 正しい情報発信及び人権教育、啓発の強化

自らの感染リスクと隣り合わせの中で現場を支えている医療従事者、子どもたちの日々の生活を守るため懸命に従事している保育士や放課後児童支援員等、凶らずも感染者となった方、さらにはその家族等に対する風評被害や人権侵害から守るため、感染症についての正しい情報発信（感染リスクや要因、自分たちの生活を守ってくれている方々への感謝など）や人権教育、啓発を強化すること。

子どもの活躍の場を創出するために

13 子ども・若者の活躍の場の創出

(1) 活躍の場の創出

全日本吹奏楽コンクールや全国高等学校総合体育大会をはじめ各種全国大会の相次ぐ中止などにより、目標や活躍の場を失った子ども

たちが、新しい目標、希望を持てるよう、国において文化・スポーツの活躍の場を創出するとともに、地域において場を創出する際には支援すること。

子どもや若者たちが夢を描ける社会にするために

14 終息後の新しい社会体制の構築

(1) 課題等の把握と見直し

次に感染症が発生した際、迅速かつ柔軟に対処できるよう、国の責任において、子育てに係る支援者等の感染症対策における実態を調査し、今回判明した課題や対応の好事例を共有し、施設における緊急時の体制等についての考え方の提示や、将来に向けた具体策を講ずること。

(2) 新しい社会対応の構築

インターネットを活用した教育やテレワークがいつでも可能となるような環境整備をするなど、新しい社会体制を構築すること。

新しい生活様式や、感染予防の観点からの保育所等の施設における配慮すべき環境などを必要に応じて示すとともに、施設改修等の支援を検討すること。

(3) 病原体検査等の仕組みの構築

保育所等の社会福祉施設や医療現場で働く職員の感染リスク等を軽減させるため、病原体検査や優先実施について有用性を検証すること。

(4) 衛生用品等備蓄の取組

市場において入手が困難となったマスク等の衛生用品等について国家備蓄を行うとともに、感染拡大時に迅速な無償配布が可能となるよう仕組みを構築すること。

(5) 将来世代が希望を持てる社会の構築

新型コロナウイルス感染症の影響により、約3か月の間、自由に遊ぶ機会や、教育を受ける機会、人と関わる機会などを失ってきた子ども・若者たちの、日々耐えてきた頑張りをしっかり見つめるとともに、今後も国が中心となって中長期的な支援策を実施していくこと。

支援の実施にあたっては、子ども・若者たちが、今後不利益を被ることがなく、新たに夢を描ける体制を構築すること。

令和2年6月4日
全国知事会

将来世代が希望をかなえられる社会を目指した提言

～次世代育成支援の抜本強化に向けて～

1 子育て政策に対する基盤の強化

(1) 取組体制のさらなる強化

ア 各省庁が所管する子どもに関する制度・施策について、新たな組織の創設も含めた所管の一元化

(2) 少子化要因分析の実施および財政支援

ア 「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用事例の提供とともに、結果を踏まえた事業に裁量性かつ継続性を可能とする財政支援の実施

2 子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境整備の充実

(1) 不妊治療等への支援の拡充

ア 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設や、特定不妊治療の助成額引上げや助成回数の上限の緩和（例えば第2子以降）、不妊検査および一般不妊治療や、不育症を含む治療対象の拡充や保険適用化

イ 小児・AYA世代のがん患者に対する妊孕性温存治療に係る助成制度の創設

(2) 妊産婦・乳幼児ケアの充実

ア 離島等遠隔地からの妊婦健診および分娩の際に要する交通費負担等への補助制度創設

イ 地域の実情に応じた取組の推進に向けて、都道府県が実施する産後ケア事業や、産前・産後サポート事業への補助対象の拡充や裁量性かつ継続性のある財政支援の実施

ウ 男性の育児参画を促すため、妊娠期にある家庭が夫婦や家族共同で育児を行うことについて学べる講座等の開設に係る支援の創設

エ 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定確保と医学部臨時定員増の継続など制度の柔軟な活用による人材確保等のほか、大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

オ 子どもの死因究明（CDR）制度が全国で実施されるよう、標準的なマニュアルや今後の進め方などの早期の提示、地方の実情に合わせた体制整備への支援

3 幼児教育・保育等の充実

(1) 幼児教育・保育等の量の拡充

ア 幼児教育・保育の質と量の確保を図るとともに、地方に実質的な負担が新たに生じないよう、必要な安定的財源を国の責任で確保した上で、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

イ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスを確保するために、保育士修学資金貸付等事業の継続的実施などの保育士配置への十分な財政措置や、離職を防止するための働きやすい職場環境づくりの促進など保育士確保のための取組強化

ウ 保育所等の整備に関する地方への財政支援の確実な確保および土地利用に関する税制優遇措置の創設

エ 認可外保育施設について、入所児童の多くが外国籍の子どもである施設も含め、無償化の経過措置後も対象施設となるよう、指導監督基準を満たすことが可能となる支援の創設

オ 幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「森のようちえん」など地域

の多様な集団活動等について、法令等による定義や質を確保する統一的な基準、地方の声を踏まえた支援制度の早期創設

(2) 保育の質の向上

- ア 子ども子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保とともに、様々な課題の改善方策などの継続的な検討
- イ 「子育て安心プラン」の着実な実施に向けて、保育士等の更なる処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、資格試験の機会の拡充
- ウ 保育士有資格者について、保育士登録制度における登録情報の更新や看護師等と同様の制度による全国的な届出制度の導入
- エ 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的な検証と施策への反映

(3) 放課後児童クラブの推進

- ア 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備のための補助率の引き上げ
- イ 放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた、運営費補助単価の拡充および補助率引き上げ

(4) 配慮が必要な子どもへの支援強化

- ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援および安定的運営に必要な基本分単価の増額、広域連携、また利用料無償化などによるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援
- イ 医療的ケアが必要な子どもを支えるための、保育所等の受け入れや放課後児童クラブへの支援員等の処遇改善に向けた財政支援
- ウ 障害やアレルギーなど特別な配慮が必要な子どもへの適切な支援のための職員配置に対する制度的・財政的支援

4 子育てに対する不安を軽減させるための支援の充実

(1) 経済的な負担軽減措置の拡充

- ア 希望する子どもの数の実現に向けた「(仮称)家族手当」の創設(児童手当の支給額拡充や所得制限の廃止含む)
- イ 子どもを持つ世帯(特に多子世帯)に有利な税制・保険・年金制度等の創設
- ウ 多胎など産前産後期に配慮を必要とする家庭への人的・財政的支援の拡充
- エ 子どもの医療に関わる全国一律の医療費助成制度の創設や、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入
- オ 小1の壁をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの利用料無償化の実施
- カ 全ての子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、家庭で育児を行う世帯へのバウチャー券の配布や在宅育児世帯等に対する支援制度・仕組の構築
- キ 子育て世帯に対する住宅確保への支援や、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

- ア 海外の先進事例等を参考とした男性の育児休業取得促進に向けた対策の強化、育児休業の分割取得制度、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充

- イ 長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇やテレワークなど多様で柔軟な働き方の企業への導入促進
- ウ 企業における子育て世帯に向けた手当の拡充に対する支援や、配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実などによる、子育てにやさしい職場風土の醸成
- エ ICT等を活用した育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰のサポート、また育休中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入する企業・団体への支援
- オ 出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職（同じポストなど）、再就職できる仕組の構築やリカレント教育の全国的な展開を図るなど、女性の就職・復職・再就職への支援の拡充

(3) 子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進

- ア 地域の子育て支援に対するシニアや学生等の参画促進や、取組を行う地域・企業・団体への支援の充実など、子どもに寛容な社会風土の醸成
- イ SNS等を活用した子育て不安等の相談体制の構築に向けた支援
- ウ 事故防止や防犯に配慮した通学路や幼稚園・保育所の園外保育コースの環境整備に対する支援措置の拡充やドライバーの法令遵守意識の向上
- エ 不審者情報等について、多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方に関する検討
- オ 児童ポルノ等の自画撮り被害から子どもを守るための法整備

5 若者が未来に向けて展望を描ける社会の構築

(1) 未来の展望が描ける支援策の強化

- ア 子どもから企業の若手社員等に対して、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発およびライフプランニング教育やキャリア形成の支援充実
- イ 将来のライフステージごとに必要な経費や児童手当等の社会保障制度を可視化し、若年層が結婚・子育てを具体的にイメージできるアプリの開発
- ウ 仕事と子育てを両立し、生き生きとしたライフスタイルについてのイメージ戦略およびポジティブキャンペーンの展開

(2) 結婚・出産を応援する経済支援策の充実・強化

- ア 奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や、奨学金返還支援制度を有する地方公共団体への財政支援、過去の借入により返済が負担となっている方を支援する取組の充実
- イ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換や待遇改善施策の充実

(3) 地域少子化対策重点推進交付金の制度の見直し

- ア 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、当初予算規模の大幅拡充と補助率の引上げ
- イ 結婚支援センターの運営など複数年にわたる同一事業の対象化や結婚新生活支援事業の拡充や要件緩和などによる運用の弾力化

誰ひとり取り残さない社会を目指した提言

～困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向けて～

1 子どもの貧困対策の強化

(1) 地方の実情に応じた取組への支援強化

- ア 貧困に係る全国統一的な基準を用いた指標の設定などに基づく全国調査の着実な実施と都道府県・市町村別データの提供
- イ 「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じてより使い勝手の良い交付金となるための運用の弾力化や事業の恒久化
- ウ 市町村の役割強化に向けて、子どもの貧困対策における市町村の役割の明確化、十分な財政支援の措置

(2) 学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化

- ア 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実や、小中学校等における生徒指導の強化などに向けた教職員定数の更なる拡充
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保および人材の確保による教育相談体制の更なる強化
- ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習・生活支援について、生活困窮者自立支援事業の国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(3) 子どもの居場所の確保・充実

- ア 「子ども食堂」等を子どもを真ん中においた多世代交流の場とする更なる展開、および全国レベルでの食材供給の仕組の構築など継続的な運営が可能となるための支援

(4) 進学に向けた支援

- ア 市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況に拠って対象者の範囲や要件が制限されないための財源の確保
- イ 高等学校等就学支援金の所得制限の引き上げや高校生等奨学給付金の給付額の増額、大学生等を対象とした高等教育の修学支援新制度の拡充など、高校・大学・専門学校等に関する教育負担軽減施策の更なる充実・強化および私立小中学校に関する教育負担軽減実証事業の制度化
- ウ 単位制高校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充
- エ 高等学校専攻科の生徒への修学支援制度の全額国庫負担および公共職業能力開発施設で実施する若年者を対象とした訓練課程について、費用負担軽減策の実施ならびに給付型奨学金の制度創設
- オ 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援などの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。

(5) 生活安定のための支援強化

- ア 養育費の取り決めを仲介する専門家や養育費相談員の配置に係る更なる財政支援措置
- イ 養育費の完全な確保に向けて、支払が滞らないようにする仕組の構築ならびに国による

養育費の立て替え制度の創設

- ウ 児童扶養手当額の増額および所得制限の引き上げ、多子加算額の支給額逡減措置の撤廃
- エ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設
- オ 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ、および両資金の貸付限度額の引き上げ
- カ 母子家庭の正規雇用促進に向けた法定雇用率の創設や企業への支援拡充

2 児童虐待防止対策の推進等

(1) 未然防止のための支援策の充実

- ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材および必要な財源の着実な確保
- イ 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ウ SNSをコミュニケーション手段とする世代が相談しやすいよう、SNSを活用した国による相談窓口（189のSNS版）の設置

(2) 児童相談所の機能強化

- ア 児童福祉司およびSV職員等の専門的な人材の確保や育成、弁護士・医師等の助言・指導が円滑にされるための配置に向けた人材確保対策や財政支援、また、一時保護所等の質の向上のための施設整備に係る財政支援の更なる拡充
- イ 児童福祉司等を養成する大学等の学部や学科の創設支援も含めた児童福祉人材養成の充実
- ウ 専門の研修機関の設置など国主導による人材育成システムの構築
- エ 国における児童虐待対応事案の支援となるAI開発等、先駆的な取組の推進

(3) 母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制の構築

- ア 関係機関間の連携強化を図るため、要保護児童等に関する情報共有システムの効果が最大限に発揮できるよう全国一斉整備の推進、および警察やDV対応等関係機関との連携強化の推進
- イ 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置促進や、要保護児童対策地域協議会調整機関の専門性向上、財政支援等の強化
- ウ 特定妊婦等に対し、産前・産後から自立までの切れ目のない支援を行えるよう、妊娠中から母子生活支援施設への通常入所を可能とするため、児童福祉法等の改正、および市町村や医療機関、母子生活支援施設などの連携体制の構築
- エ 地域住民の相談者かつ支援者である民生委員・児童委員の活動費用の充実

3 困難な環境にある若者への支援強化

(1) 「都道府県社会的養育推進計画」に基づく家庭養育優先原則の実現

- ア 家庭養育優先原則の実現に向け、フォスタリング機関等の里親養育支援体制の強化や養子縁組の推進に要する財政支援の拡充
- イ 里親制度の活性化に向けた、多様な里親類型の創設や里親の名称変更の検討
- ウ 里親制度の活性化に向けた一時保護委託やショートステイなど、短期間の委託を受ける里親については質を確保しつつ登録要件の見直しを図るなどの検討
- エ 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、多機能化等に対応するための、施設整備およ

び人材確保に向けた財政支援の拡充

オ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援の拡充

(2) 子どもの最善の利益が保障される社会の構築

ア 親権者等による体罰等によらない子育てが推進されるよう指針の周知徹底、および子どもの健やかな育ちや権利を保障できるような懲戒権の在り方の検討

イ 予期せぬ妊娠など支援が必要な妊婦の心情に寄り添うとともに、授かった命を尊重し、子どもを社会全体で守り育てるための新たな制度や様々な仕組みの検討

令和2年6月4日

全国知事会